



# 鳥取県公報

令和6年3月29日（金）  
号外第44号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 議会規則	鳥取県議会議事規則の一部を改正する規則（1）（議事・法務政策課）・・・・・・・・・・ 2 鳥取県議会傍聴規則の一部を改正する規則（2）（〃）・・・・・・・・・・ 14
◇ 議会告示	鳥取県議会議事事務局組織規程の一部改正（1）（〃）・・・・・・・・・・ 15 鳥取県議会情報公開条例施行規程の一部改正（2）（〃）・・・・・・・・・・ 16
◇ 代表監査 委員訓令	鳥取県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令（1）（監査第一課）・・・・・・・・ 17

# 議 会 規 則

## 鳥取県議会規則第1号

鳥取県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鳥取県議会議長 浜 崎 晋 一

鳥取県議会会議規則（昭和31年鳥取県会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第14章 略</p> <p>第15章 補則（第110条—<u>第112条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（参集）</p> <p>第1条 議員は、招集日の午前10時までに<u>議事堂等</u> （<u>議事堂又は災害、改修その他のやむを得ない事由</u> <u>のため議事堂を使用することができない場合におい</u> <u>て議長が別に定める場所をいう。以下同じ。</u>）に参 集し、その旨を議長に通告しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（宿所又は連絡所の届出）</p> <p>第3条 議員は、宿所又は連絡所を定めたときは、議 長に届け出なければならない。これを変更したとき も、<u>また同様とする。</u></p> <p>（議席）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用い ないで会議に<u>諮って</u>議席を変更することができる。</p> <p>4 議席には、番号及び<u>氏名標</u>を付ける。</p> <p>（会期）</p> <p>第6条 会期は、<u>毎会期の初めに</u>議会の議決で定め る。</p> <p>2 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第14章 略</p> <p>第15章 補則（第110条）</p> <p>附則</p> <p>（参集）</p> <p>第1条 議員は、招集日の午前10時までに<u>議事堂</u>に参 集し、その旨を議長に通告しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（宿所又は連絡所の届出）</p> <p>第3条 議員は、宿所又は連絡所を定めたときは、議 長に届け出なければならない。これを変更したとき も、同様とする。</p> <p>（議席）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用い ないで会議に<u>はかつて</u>議席を変更することができ る。</p> <p>4 議席には、番号及び<u>氏名</u>を付ける。</p> <p><u>5 会議中議員の称呼は、その議席の番号をと</u><u>なえ</u> <u>る。</u></p> <p>（会期）</p> <p>第6条 会期は、<u>おおむね次のとおりとし、会期の始</u> <u>めに</u>議会の議決で定める。</p> <p>（1）<u>定例会</u> <u>10日</u></p> <p>（2）<u>通常予算を審議する定例会</u> <u>30日</u></p> <p>（3）<u>臨時会</u> <u>5日</u></p> <p>2 略</p>

<p>(会期中の閉会) 第8条 会議に付された事件を<u>全て</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</p> <p>(会議時間) 第10条 略 2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。</u> 3 <u>前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、会議時間を変更することができる。</u> 4 <u>会議の開始は、号鈴で報ずる。ただし、災害、改修その他のやむを得ない事由のため号鈴を使用することができない場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(会期中の閉会) 第8条 会議に付された事件を<u>すべて</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</p> <p>(会議時間) 第10条 略 2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議にはかかって会議時間を変更することができる。</u> 3 会議の開始は、号鈴で報ずる。</p>
<p>(出席催告) 第13条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第113条の規定による出席催告の方法は、<u>議事堂等</u>に現在する議員又は議員の住所、宿所若しくは連絡所に文書又は口頭をもって行う。</p>	<p>(出席催告) 第13条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第113条の規定による出席催告の方法は、<u>議事堂</u>に現在する議員又は議員の住所、宿所若しくは連絡所に文書又は口頭をもって行う。</p>
<p>(議案の提出) 第15条 議員が、議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに<u>記名</u>して、その他のものについては1人以上の賛成者とともに<u>記名</u>して、あらかじめ議長に提出しなければならない。 2 略</p>	<p>(議案の提出) 第15条 議員が、議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに<u>連署</u>して、その他のものについては1人以上の賛成者とともに<u>連署</u>して、あらかじめ議長に提出しなければならない。 2 略</p>
<p>(修正の動議) 第18条 修正の動議は、その案を<u>そなえ</u>、発議者が<u>記名</u>して、あらかじめ議長に提出しなければならない。ただし、緊急又は簡単な事項で議長の許可を得た場合は、この限りでない。</p>	<p>(修正の動議) 第18条 修正の動議は、その案を<u>具え</u>、発議者及び賛成者が<u>連署</u>して、あらかじめ議長に提出しなければならない。ただし、緊急若しくは簡単な事項で議長の許可を得た場合は、この限りでない。</p>
<p>(先決動議の表決順序) 第19条 他の事件に<u>先立って</u>表決に付きなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を定める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に<u>諮って</u>決める。</p>	<p>(先決動議の表決順序) 第19条 他の事件に<u>先だって</u>表決に付きなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を定める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に<u>はかかって</u>決める。</p>

<p>(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)</p> <p>第20条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、<u>議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</u></p> <p>2 前項の許可を求めようとするときは、提出者から事件については文書により、動議については文書又は口頭により、請求しなければならない。</p>	<p>(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)</p> <p>第20条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、<u>議会の承認を得なければならない。</u></p> <p>2 議員が提出した事件及び動議で前項の承認を求めようとするときは、提出者の<u>全員</u>から請求しなければならない。</p>
<p>(日程の変更)</p> <p>第23条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に<u>諮って</u>、議事日程を変更することができる。</p>	<p>(日程の変更)</p> <p>第23条 議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に<u>はかつて</u>、議事日程を変更することができる。</p>
<p>(選挙の宣告)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 <u>選挙を行う宣告の際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。</u></p> <p>3 <u>投票による選挙を行うときは、議長は第1項の規定による宣告の後、職員をして議場の出入口を閉鎖させ、出席議員数を報告する。</u></p>	<p>(選挙の宣告)</p> <p>第24条 略</p>
<p>(投票の終了)</p> <p>第27条 議長は、投票が<u>終わった</u>と認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は投票することができない。</p>	<p>(投票の終了)</p> <p>第27条 議長は、投票が<u>終わった</u>と認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は投票することができない。</p>
<p>(開票及び投票の効力)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 前項の立会人は、議長が、議員の中から第78条の規定により会議に<u>諮って</u>指名する。</p> <p>3 投票の効力は、立会人の意見を<u>聴いて</u>議長が決定する。</p> <p>4 <u>投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u></p>	<p>(開票及び投票の効力)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 前項の立会人は、議長が、議員の中から第78条<u>(簡易表決)</u>の規定により会議に<u>はかつて</u>指名する。</p> <p>3 投票の効力は、立会人の意見を<u>聞いて</u>議長が決定する。</p>
<p>(選挙に関する疑義)</p> <p>第30条 選挙に関する疑義は、議長が会議に<u>諮って</u>決める。</p>	<p>(選挙に関する疑義)</p> <p>第30条 選挙に関する疑義は、議長が会議に<u>はかつて</u>決める。</p>
<p>(一括議題)</p>	<p>(一括議題)</p>

第33条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第35条 会議に付する事件は、第83条に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2・3 略

(付託事件を議題とする時期)

第36条 委員会に付託した事件は、委員会の審査又は調査の終了を待って議題とする。

(修正案を議題とする時期)

第37条 委員長の報告が終わったとき、又は委員会の付託を省略したときは、議長は、修正案を議題とする。

(討論及び表決)

第39条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(委員会の審査又は調査期限)

第41条 略

2 前項の期限までに審査又は調査を終わることができないときは、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

3 前2項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第36条の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第42条 略

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

(議事の継続)

第44条 中止又は休憩のため事件の議事が中断された

第33条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第35条 会議に付する事件は、第83条 (請願の委員会付託) に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2・3 略

(付託事件を議題とする時期)

第36条 委員会に付託した事件は、委員長の報告をまって議題とする。

(修正案を議題とする時期)

第37条 委員長の報告が終わったとき、又は委員会の付託を省略したときは、議長は、修正案を議題とする。

(討論及び表決)

第39条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(委員会の審査又は調査期限)

第41条 略

2 前項の期限までに審査又は調査を終ることができないときは、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

3 前2項の期限までに審査又は調査を終らなかったときは、その事件は、第36条 (付託事件を議題とする時期) の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第42条 略

(議事の継続)

第44条 中止又は休憩のため事件の議事が中断された

<p>場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を<u>継続する</u>。</p>	<p>場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事が<u>継続する</u>。</p>
<p>(発言の場所)</p>	<p>(発言の場所)</p>
<p>第45条 発言は、<u>全て</u>議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言する<u>ものとする</u>。</p>	<p>第45条 発言は、<u>すべて</u>議長の許可を得た後、登壇してなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言する<u>ことができる</u>。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(発言の通告及び順序)</p>	<p>(発言の通告及び順序)</p>
<p>第46条 会議において発言しようとする者は、<u>議長の定めた期間内に</u>発言通告書を提出しなければならない。ただし、<u>議事進行に関する発言及び緊急又は</u>簡単な事項で議長の許可を得た場合は、この限りでない。</p>	<p>第46条 会議において発言しようとする者は、<u>あらかじめ議長に</u>発言通告書を提出しなければならない。ただし、<u>緊急若しくは</u>簡単な事項で議長の許可を得た場合は、この限りでない。</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
<p>4 通告した者が欠席したとき<u>又は</u>発言の順位に<u>当たっても</u>発言しないとき若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。</p>	<p>4 通告した者が欠席したとき、<u>又は</u>発言の順位に<u>当たっても</u>発言しないとき、<u>若しくは</u>議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。</p>
<p>(発言の通告をしない者の発言)</p>	<p>(発言の通告をしない者の発言)</p>
<p>第47条 発言の通告をしない者は、通告した者が<u>全て</u>発言を<u>終わった</u>後でなければ発言を求めることができない。</p>	<p>第47条 発言の通告をしない者は、通告した者が<u>すべて</u>発言を<u>終わった</u>後でなければ発言を求めることができない。</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
<p>(議長の発言討論)</p>	<p>(議長の発言討論)</p>
<p>第49条 議長が議員として発言しようとするときは議席に着き発言し、発言が<u>終わった</u>後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が<u>終わる</u>までは、議長席に復することができない。</p>	<p>第49条 議長が議員として発言しようとするときは議席に着き発言し、発言が<u>終わった</u>後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が<u>終る</u>までは、議長席に復することができない。</p>
<p>(発言内容の制限)</p>	<p>(発言内容の制限)</p>
<p>第50条 発言は、<u>全て</u>簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を<u>超えて</u>はならない。</p>	<p>第50条 発言は、<u>すべて</u>簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を<u>こえて</u>はならない。</p>
<p>(発言時間の制限)</p>	<p>(発言時間の制限)</p>
<p>第51条 略</p>	<p>第51条 略</p>
<p>2 議長の定めた時間の制限につき出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に<u>諮って</u>決める。</p>	<p>2 議長の定めた時間の制限につき出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に<u>はかつて</u>決める。</p>
<p>(発言の継続)</p>	<p>(発言の継続)</p>
<p>第53条 中止又は休憩のため、発言が<u>終わらなかつた</u></p>	<p>第53条 中止又は休憩のため、発言が<u>終らなかつた</u>議</p>

<p>議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。</p>	<p>員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。</p>
<p>(発言の取消し又は訂正) 第54条 略</p>	<p>(発言の取消又は訂正) 第54条 略</p>
<p>(質疑又は討論の終結) 第55条 略</p>	<p>(質疑又は討論の終結) 第55条 略</p>
<p>2 前項の宣告につき出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に<u>諮って</u>決める。</p>	<p>2 前項の宣告につき出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に<u>はかつて</u>決める。</p>
<p>3・4 略</p>	<p>3・4 略</p>
<p>5 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に<u>諮って</u>決める。</p>	<p>5 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に<u>はかつて</u>決める。</p>
<p>(質問)</p>	<p>(質問)</p>
<p>第56条 議員は、県の一般事務につき、議長の許可を得て、<u>質問</u>をすることができる。</p>	<p>第56条 議員は、県の一般事務につき、議長の許可を得て、<u>一般質問</u>をすることができる。</p>
<p>2 <u>議員は、質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、議長の許可を得て、前項の質問に係る第46条第1項の期間を経過した後であっても発言通告書を提出して、質問をすることができる。</u></p>	<p>2 質問が緊急を要するとき、<u>その他真にやむを得ないと認められるときは、前項の規定にかかわらず、議長の許可を得て緊急質問をすることができる。</u></p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>(委員外議員の発言)</p>	<p>(委員外議員の発言)</p>
<p>第61条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対しその出席を求めて説明又は意見を<u>聴く</u>ことができる。委員でない議員から発言の申出があったときも、また同様とする。</p>	<p>第61条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対しその出席を求めて説明又は意見を<u>聞く</u>ことができる。委員でない議員から発言の申出があったときも、また同様とする。</p>
<p>(委員の議案修正)</p>	<p>(委員の議案修正)</p>
<p>第62条 委員は、修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。ただし、<u>緊急又は簡単な事項</u>で委員長の許可を得た場合は、この限りでない。</p>	<p>第62条 委員は、修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。ただし、<u>緊急若しくは簡単な事項</u>で委員長の許可を得た場合は、この限りでない。</p>
<p>(表決議題の宣告)</p>	<p>(表決議題の宣告)</p>
<p>第70条 議長は、表決を<u>採ろう</u>とするときは、その議題を会議に宣告する。</p>	<p>第70条 議長は、表決を<u>とろう</u>とするときは、その議題を会議に宣告する。</p>
<p>(起立による表決)</p>	<p>(起立による表決)</p>
<p>第71条 議長が表決を<u>採ろう</u>とするときは、議題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否</p>	<p>第71条 議長が表決を<u>とろう</u>とするときは、議題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否</p>

<p>の結果を宣告する。<u>この場合において、議長が認める者については、挙手をもって起立とみなすことができる。</u></p> <p>2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対し出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>採らなければならない。</u></p> <p>(投票による表決)</p> <p>第72条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>採る。</u></p> <p>2 略</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第76条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、<u>第24条第3項、第25条から第28条まで、第29条第1項、第30条及び第31条の規定を準用する。</u></p> <p>(簡易表決)</p> <p>第78条 議長は、議題について異議の有無を会議に<u>諮ることができる。</u>異議がないと認めるときは、議長は可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を<u>採らなければならない。</u></p> <p>(表決の順序)</p> <p>第79条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を<u>採らなければならない。</u></p> <p>2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長は、原案に最も遠いと認めるものから順次表決を<u>採る。</u></p> <p>3 修正案が<u>全て</u>否決されたときは、原案について表決を<u>採る。</u></p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第80条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所（<u>法人その他の団体（以下「法人等」という。）</u>の場合は、その所在地）及び氏名（<u>法人等</u>の場合は、その名称及び代表者の氏名）並びに請願を紹介する議員（以下「紹介議員」という。）の氏名を記載しなければならない。</p>	<p>の結果を宣告する。</p> <p>2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対し出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>とらなければならない。</u></p> <p>(投票による表決)</p> <p>第72条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>とる。</u></p> <p>2 略</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第76条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、<u>第25条（投票用紙の配付及び投票箱の点検）、第26条（投票）、第27条（投票の終了）、第28条（開票及び投票の効力）、第29条（選挙結果の報告）、第1項、第30条（選挙に関する疑義）及び第31条（選挙関係書類の保存）の規定を準用する。</u></p> <p>(簡易表決)</p> <p>第78条 議長は、議題について異議の有無を会議に<u>はかることができる。</u>異議がないと認めるときは、議長は可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を<u>とらなければならない。</u></p> <p>(表決の順序)</p> <p>第79条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を<u>とらなければならない。</u></p> <p>2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長は、原案に最も遠いと認めるものから順次表決を<u>とる。</u></p> <p>3 修正案が<u>すべて</u>否決されたときは、原案について表決を<u>とる。</u></p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第80条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所（<u>法人</u>の場合は、その所在地）及び氏名（<u>法人</u>の場合は、その名称及び代表者の氏名）並びに請願を紹介する議員（以下「紹介議員」という。）の氏名を記載しなければならない。</p>
---	--



<p>2 略</p> <p>(請願の紹介の取消し)</p> <p>第81条</p> <p><u>紹介議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の許可を求めようとするときは、文書により請求しなければならない。</u></p> <p>(請願文書表)</p> <p>第82条 略</p> <p>2 請願文書表には、請願書の受理番号、受理年月日、所管部門名、件名及び要旨、請願者の住所（<u>法人等の場合は、その所在地</u>）及び氏名（<u>法人等の場合は、その名称及び代表者の氏名</u>）並びに紹介議員の氏名を記載する。</p> <p>(請願の審査)</p> <p>第84条 委員会に付託した請願は、委員長の審査報告を<u>待つて</u>採択、不採択を決める。ただし、委員会の付託を省略した請願については、直ちに採択、不採択を決める。</p> <p>(議長及び副議長の辞職)</p> <p>第88条 略</p> <p>2 前項の辞職は、議会に報告し、討論を用い<u>ないで</u>会議に<u>諮って</u>その許否を決める。</p> <p>3 略</p> <p>(資格決定の通知)</p> <p>第92条 <u>法第127条第3項の規定により準用される法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u></p> <p>(携帯品)</p> <p>第94条 議場に入る者は、帽子、コート、<u>マフラー</u>若</p>	<p>2 <u>請願者は、当該請願者が本人であること又は当該請願が自らの意思に基づくものであることを証するため、議長が別に定めるところにより、必要な書類を提出し、若しくは提示し、又は説明しなければならない。</u></p> <p>3 略</p> <p>(請願を付議する議会)</p> <p>第81条 <u>請願は、受理後最も近い期日に招集せられる定例会に付議する。ただし、緊急を要すると認められる請願は、臨時会に付議することができる。</u></p> <p>(請願文書表)</p> <p>第82条 略</p> <p>2 請願文書表には、請願書の受理番号、受理年月日、所管部門名、件名及び要旨、請願者の住所（<u>法人の場合は、その所在地</u>）及び氏名（<u>法人の場合は、その名称及び代表者の氏名</u>）並びに紹介議員の氏名を記載する。</p> <p>(請願の審査)</p> <p>第84条 委員会に付託した請願は、委員長の審査報告を<u>まつて</u>採択、不採択を決める。ただし、委員会の付託を省略した請願については、直ちに採択、不採択を決める。</p> <p>(議長及び副議長の辞職)</p> <p>第88条 略</p> <p>2 前項の辞職は、議会に報告し、討論を用い<u>ないで</u>会議に<u>はかつて</u>その許否を決める。</p> <p>3 略</p> <p>第92条 <u>削除</u></p> <p>(携帯品)</p> <p>第94条 議場に入る者は、帽子、コート、<u>えり巻</u>、つ</p>
---	--

しくは傘の類を着用し、又は携帯してはならない。  
ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

(議長の秩序保持権)

第100条 法又はこの規則に定めるもののほか、規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(懲罰動議の提出)

第101条 懲罰の動議は、文書をもって発議者が記名して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第87条第2項の違反に係るものについては、この限りでない。

(出席停止の期間)

第104条 出席停止は、5日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合、又はすでに出席を停止された者についてその停止期間中に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(会議録の配布等)

第108条 会議録は、印刷して、議員(配布を希望しない者を除く。)及び関係者に配布する。

2 前項の規定により配布する会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第54条の規定により取り消した発言は掲載しない。

第15章 略

(電子情報処理組織による通知等)

第110条 議会又は議長若しくは委員長(以下「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定により書面その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(以下「書面等」という。)に

え若しくはかさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(議長の秩序保持権)

第100条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(懲罰動議の提出)

第101条 懲罰の動議は、文書をもって発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第87条( (秘密の保持) )第2項の違反に係るものについては、この限りでない。

(出席停止の期間)

第104条 出席停止は、5日をこえることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合、又はすでに出席を停止された者についてその停止期間中に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(会議録の配布等)

第108条 会議録は、書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により作成し、議員及び関係者に配布し、又は提供する。

2 前項の規定により配布し、又は提供する会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第54条の規定により取り消した発言は掲載し、又は記録しない。

第15章 略

より行うこととしているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と通知を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機と通知を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第4項において同じ。）を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者があらかじめ書面等により通知を受けることを希望する旨を申し出た場合は、この限りでない。

3 前2項の規定により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の規定により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第82条第1項、第83条第1項及び第108条第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録されている事項を紙面若しくは映像面に表示する方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 第1項又は第2項の場合において、当該通知に関するこの規則の規定により署名、記名その他氏名又は名称を書面等に記載すること（以下「署名等」という。）をすることとしているものについては、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称

を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、若しくは議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると議長が認める場合又は議会等に対して行われ、若しくは議会等が行う通知に係る書面等のうちにその原本を確認し、若しくは交付する必要があるものがあると議長が認める場合には、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

(電磁的記録による作成等)

第111条 この規則の規定（第25条第1項（第76条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が書面等を作成し、又は保存すること（以下「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

3 第1項の場合において、当該作成等に関するこの規則の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(会議規則の疑義に関する措置)

第112条 この規則の疑義は、議長が決める。ただし、異議があるときは、会議に諮って決める。

別表（第13条の2関係）

名称	目的	構成員	招 集 権 者	備 考
略				
世話人会	略	議員全員協議会において出席議員の過半数の賛成によ	略	

(会議規則の疑義に関する措置)

第110条 この規則の疑義は、議長が決める。ただし、異議があるときは、会議にはかつて決める。

別表（第13条の2関係）

名称	目的	構成員	招 集 権 者	備 考
略				
世話人会	略	議員全員協議会において選出された議員	略	

		り選出された議員							
--	--	----------	--	--	--	--	--	--	--

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

**鳥取県議会規則第2号**

鳥取県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鳥取県議会議長 浜 崎 晋 一

鳥取県議会傍聴規則の一部を改正する規則

鳥取県議会傍聴規則（昭和38年鳥取県議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(傍聴の申込み)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、10名以上の者が会議を一般席で傍聴しようとするときは、その代表者が、団体の名称、代表者の住所及び氏名並びに傍聴しようとする者の人数を記入した傍聴申込書をあらかじめ提出して、傍聴券の交付を受けることができる。</p> <p><u>3 前2項の規定による傍聴申込書は、議長が定めるところにより、電子情報処理組織（議長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申込みをする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により提出することができる。</u></p>	<p>(傍聴の申込み)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、10名以上の者が会議を一般席で傍聴しようとするときは、その代表者が、団体の名称、代表者の住所及び氏名並びに傍聴しようとする者の人数をあらかじめ係員に申し出て、傍聴券の交付を受けることができる。</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

# 議 会 告 示

**鳥取県議会告示第1号**

鳥取県議会事務局組織規程（平成7年鳥取県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

鳥取県議会議長 浜 崎 晋 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職制)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 各課及び室に、必要に応じ次に掲げる職を置くことができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">課長補佐、<u>主幹</u>、係長、<u>副主幹</u>、主事及び現業技術員</p> <p>(職務)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 課長補佐<u>及び主幹</u>は、課長を助け、課務に従事し、課長に事故がある場合は、その職務を代行する。</p> <p>6 係長<u>及び副主幹</u>は、上司の命を受け、特定の課務に従事する。</p> <p>7 略</p>	<p>(職制)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 各課及び室に、必要に応じ次に掲げる職を置くことができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">課長補佐、係長、主事、<u>衛視</u>、自動車整備士、<u>現業技術員及び現業主事</u></p> <p>(職務)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 課長補佐は、課長を助け、課務に従事し、課長に事故がある場合は、その職務を代行する。</p> <p>6 係長は、上司の命を受け、特定の課務に従事する。</p> <p>7 略</p>

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

**鳥取県議会告示第2号**

鳥取県議会情報公開条例施行規程（平成13年鳥取県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

鳥取県議会議長 浜 崎 晋 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(公文書開示請求書) 第3条 略 2 略 3 公文書開示請求書は、 <u>鳥取県地域社会振興部県民課</u> 、中部総合事務所県民福祉局又は西部総合事務所県民福祉局若しくは日野振興センター日野振興局を経由して提出することができる。	(公文書開示請求書) 第3条 略 2 略 3 公文書開示請求書は、 <u>鳥取県地域社会振興部県民参画協働課</u> 、中部総合事務所県民福祉局又は西部総合事務所県民福祉局若しくは日野振興センター日野振興局を経由して提出することができる。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。



## 代表監査委員訓令

### 鳥取県代表監査委員訓令第1号

鳥取県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

鳥取県代表監査委員 桐 林 正 彦

鳥取県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令

鳥取県監査委員事務局組織規程（昭和47年鳥取県代表監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の職)</p> <p>第4条 職員の職は、事務局長、次長、参事、課長、監査主幹、<u>主幹</u>、<u>監査主任</u>、<u>副主幹</u>、主事及び技師並びに特別調査員とする。</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 前条に掲げる職の職務は、次のとおりである。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 監査主幹、<u>主幹</u>、<u>監査主任</u>、<u>副主幹</u>、主事及び技師並びに特別調査員 上司の命を受け、事務に従事する。</p>	<p>(職員の職)</p> <p>第4条 職員の職は、事務局長、次長、参事、課長、監査主幹、<u>監査副主幹</u>、主事及び技師並びに特別調査員とする。</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 前条に掲げる職の職務は、次のとおりである。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 監査主幹、<u>監査副主幹</u>、主事及び技師並びに特別調査員 上司の命を受け、事務に従事する。</p>

#### 附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。